

北海道職員採用選考

(一般行政・社会福祉・農業・水産・林業・総合土木(農業土木)・
総合土木(建設土木)・建築・普及職員(農業)・普及職員(水産))

受験案内

【退職者復職(ジョブ・リターン)制度】

北海道では、過去に北海道の知事部局で勤務した方を対象として、次により職員を募集します。

【求める人材イメージ】

- 政策の企画及び立案又は調査及び研究に関する業務に従事した経験を有する、育児等のやむを得ない事情により退職した元道職員
- 道における一定期間の勤務経験を有し、退職後の民間企業等における勤務経験又は資格取得等の知識向上の取組等を道行政に活かすことのできる者

1 募集職種、採用予定数及び主な職務内容・配属先

職種	採用 予定数	主な職務内容	配属先
一般行政	5名	経済、地域振興、福祉、環境、税務、農林水産業や建設業の振興など様々な分野において、企画立案、事業の実施、調整、折衝など知事部局で道行政全般にわたる業務に従事します。	本庁、(総合)振興局、その他出先機関
社会福祉	各2名	児童相談所等での相談や心理判定のほか、児童自立支援施設での入所児童の自立支援や生活指導等、福祉に関する業務に従事します。	本庁保健福祉部、児童相談所、心身障害者総合相談所、精神保健福祉センター、旭川子ども総合療育センター、向陽学院、大沼学園、女性相談援助センター、(総合)振興局社会福祉課、道立病院
農業		安全・安心な食料の安定供給、環境と調和した持続可能な農業の推進、農業・農村を支える意欲ある人づくり、農業を核とした産業の展開などに向けた施策の推進に従事します。	本庁農政部、(総合)振興局農務課・調整課・農村振興課

水産		各2名	<p>漁業の許認可や栽培漁業の推進などによる水産資源の保護と増大、金融支援などを通じた漁業経営の安定化、水産物の流通加工体制の整備などに従事します。</p>	本庁水産林務部、(総合)振興局水産課
林業			<p>森林は環境保全のみならず、災害の防止、木材の供給など様々な機能を持つかけがえのない財産であり、これを守り、育て、将来の世代に引き継ぐために森林の整備、林業の活性化の業務などに従事します。</p>	本庁水産林務部、(総合)振興局林務課・森林室
総合土木	農業土木		<p>農地や農業水利施設など北海道の食料の安定生産を支える農業基盤の整備を推進するため、事業計画・設計積算・工事監督などの業務に従事します。</p>	本庁農政部、(総合)振興局調整課・整備課・農村振興課・耕地出張所
	建設土木		<p>道路や河川など、地域住民の生活、経済活動を支える社会基盤の整備や維持管理を行うため、事業計画・設計積算・工事監督などの業務に従事します。</p>	本庁建設部、(総合)振興局建設管理部
建築			<p>建築や住宅などの分野において、安全に安心して暮らせる住環境づくりや魅力ある都市づくりに取り組むため、公共建築物・道営住宅の建設、良質な住宅の普及、建築物の耐震化、建築確認などの業務に従事します。</p>	本庁建設部、(総合)振興局建設指導課
普及職員(農業)			<p>農業普及指導員資格を有する道職員の下、試験研究機関や農業関係団体などと連携し、農業生産方式の合理化、農業経営の改善、農村生活の改善などに関する技術や知識を農業者に普及指導する業務に従事します。</p>	(総合)振興局農業改良普及センター、北海道立農業大学校
普及職員(水産)			<p>水産業普及指導員資格を有する道職員の下、沿岸漁業等の生産性の向上、経営の近代化及び技術の改良を図るため、専門技術等に関する事項について調査を行うとともに、漁業者に対して技術及び知識の普及指導に従事します。</p>	(総合)振興局水産技術普及指導所

2 受験資格

過去に北海道を退職した者で、次の全ての要件を満たす者

- (1) 採用予定日現在で 59 歳以下の方
- (2) 今回受験を希望する職種と同等の採用試験等に合格し、過去に道（知事部局に限る。）において、当該職種の職員としての実務経験※を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない者（「普及職員（農業）」及び「普及職員（水産）」を除く）
 - イ 地方公務員法第 16 条各号のいずれかに該当する者
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・北海道職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 実務経験は、休職、停職、育児休業及び修学部分休業等の期間を除くほか、次の職員として勤務した経歴も除く

- ・地方公務員法第 3 条第 3 項の規定による特別職の職員
- ・地方公務員法第 22 条の規定による条件付採用職員
- ・地方公務員法第 22 条の 2 の規定による会計年度任用職員
- ・地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定による臨時的任用職員
- ・地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項の規定による任期付職員及び臨時的任用職員
- ・地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条各項及び第 4 条各項の規定による任期付職員

3 選考実施日及び選考会場

- (1) 選考日
令和 6 年（2024 年）2 月上旬～中旬（予定）
※ 選考日は、申込者へ別途ご連絡します。
- (2) 選考会場
北海道庁又は北海道庁別館（札幌市中央区北 3 条西 6 丁目、別館は同西 7 丁目）

4 選考の方法

書類選考、個別面接（コミュニケーション能力、協調性、主体性、行動力、積極性などについて評定）及び道職員として在職時の勤務成績により選考を行います。

5 申込方法

令和 6 年（2024 年）1 月 24 日（水）17 時（必着）までに北海道総務部人事局人事課人事係あてに次の書類を提出してください（郵送可）。

- ・北海道職員採用選考（退職者復職（ジョブ・リターン）制度）申込書
- ・職務経歴等記載書
 - ※ 封筒の表に「令和5年度北海道職員採用選考（退職者復職制度）応募書類」と朱書きしてください。

6 合格発表

令和6年（2024年）2月中旬～下旬（予定）

- ※ 合否結果については、北海道総務部人事局人事課のホームページで発表するほか受験者全員に郵送により通知します。

7 合格者の採用

- 採用は、令和6年（2024年）4月1日を予定しています。
- 本選考に合格した場合でも、履歴等に虚偽の記載が判明した場合は採用されません。
また、勤務地や業務内容を限定した場合にも、採用されないことがあります。
- 採用する職位は、退職時の職を踏まえ検討します。

8 勤務条件等

（1）勤務時間・休日等

勤務時間(原則)	月曜日から金曜日 8時45分～17時30分（昼休み：正午～午後1時）
休日（原則）	土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇：1年に20日(採用年は月割計算)。20日を限度に翌年繰越可能 夏季休暇：3日（7月から9月までの間） 結婚休暇：5日 その他、病気休暇、忌引休暇、ボランティア休暇等の休暇制度があります。
職員住宅	世帯用の職員住宅のほか、各(総合)振興局所在地には独身寮があり、空き状況により入居することができます。
健康管理	職員が心身ともに健康で元気に働くことができるように、年1回定期健康診断を行うほか、医師や保健師による保健指導・健康相談などを実施しています。
共済制度等	共済組合では、職員や家族が病気、ケガ、出産、死亡又は休業したときの医療費等の給付や、生活を支援するための貸付を行っているほか、退職後の年金を支給しています。また、互助会では、医療見舞金の支給や、グループ保険の取扱いなどを行っています。

（2）給与

「北海道職員の給与に関する条例」等に基づき合格者の経歴等を踏まえ決定します。
例としては次のとおりです。

採用時の年齢	大学卒業後の 職務経歴年数	給料月額（年額）
31歳	9年	251,800円（3,827,000円）
40歳	18年	308,100円（4,673,000円）
50歳	28年	368,300円（5,618,000円）

※ 給料月額は今和5年（2023年）4月1日現在です。

給料月額は、職歴を考慮のうえ決定することから、例示の額と異なることがあります。

※ 年額には、期末・勤勉手当や寒冷地手当等を含みます。なお、期末・勤勉手当は勤務成績に応じて支給割合が変更となります。また、寒冷地手当は勤務する地域や世帯状況により変動することから、年額はあくまでも目安です。

9 その他

（1）受験申込後に、本選考を受験しないこととした場合は、その旨ご連絡ください。

（2）申込書に記載された個人情報、本選考以外の目的には使用いたしません。

（3）採用の可否にかかわらず、応募書類は返却いたしません。

【この選考についてのお問い合わせ・応募先】

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道総務部人事局人事課人事係 TEL：011-204-5025（直通）